

## 1. 自己評価結果等未公表減算について

- ・自己評価結果等を公表している旨を県又は金沢市へ届け出ていない場合、届出がされていない月から当該状態が解消されるに至った月まで、障害児全員について所定単位の15%が減算となる。
- ・新規指定を受けてから1年未満の事業所については、指定を受けてから1年以内に届け出ること。届け出ていない場合は、指定を受けた後1年を経過した月から減算となる。

## 2. 自己評価結果等の公表について

### (1) 概要

障害児通所支援事業所は、提供する支援の質について、「職員による事業所の支援の評価」及び「保護者によるアンケート調査」を踏まえ、事業所全体としての評価を行い、その結果による支援の質の評価及び業務の改善内容をおおむね1年に1回以上、インターネット等において公表する必要がある。

### (2) 評価表

- ・厚生労働省が作成した「児童発達支援ガイドライン」及び「放課後等デイサービスガイドライン」を参考とすること。(ガイドラインを基に作成した評価表を参考様式として添付)
- ・すでに事業所で作成し使用している評価表がある場合は、その評価表を利用しても差し支えない。

### (3) 公表方法

- ・インターネット等(インターネットが利用できない場合は、会報への掲載や事業所内での掲示も可)により、可能な範囲で幅広く公表すること。(おおむね1年に1回)
- ・また、平成30年4月1日より施行されている障害福祉サービス等情報公表制度を活用しても差し支えない。ただし、当該サービスを活用する場合であっても、届出を必ず提出すること。